

平成30年度 奈良の木を使用した住宅への助成制度 説明会（4月16日開催）

質問に対する回答

※質問は、質問表に記載されたまま転記しています。

	質 問	回 答
1	認証材の含水率計による確認とシールの確認は構造材だけで間違いないでしょうか。	内装材についても同様の検査を行います。
2	使用内訳書（内装材）は、セルの保護を解除し、面積だけを記入したもので大丈夫ですか。（平面図に面積を計算したものを添付します。）	内装材の使用面積計算を確認できれば左記の記入方法でも差し支えありません。ただし、必要に応じて、記入方法の指導あるいは追加書類の提出依頼を行う場合があります。
3	写真について。構造材、内装材の写真の優良事例をHPに載せてもらえると参考にします。PDF（A4用紙）形式にて。	参考事例を掲載しますのでご確認ください。 [留意点] ・コピー及びスキャンにより参考事例は多少画像が粗くなっています。 ・必要に応じて、写真の追加提出を指示する場合もあるのでご注意ください。
4	補助金交付要綱第5条（3）に、「建築基準法に適合する住宅であること」とありますが、リフォームの場合で確認済証が確認出来ない場合は対象外となりますか。	リフォームの場合で、確認済証が確認出来ない場合、特定行政庁からの台帳記載証明書の発行を受けることができれば、確認済証の代替として取り扱うこととして差し支えありません。証明書の発行を受けることができない場合は、事前に奈良の木ブランド課（0742-27-7470）へご相談ください。（この場合、追加書類の提出を求める場合があります。）
5	確認申請が不要なリフォームの場合は、元々の確認済証の写しや概要書の添付は不要なのでしょうか。	建築確認申請を要しない住宅等については、建築基準法第15条第1項の規定により届け出た建築工事届（ただし、行政機関が受理したことを確認できるもの）の写しが必要です。
6	内装材使用の場合、完工の20日前に申請ですが、着工が3月で5月末に完了の物件の場合、床の張替が4/16より前に工事している部分も対象ですか。	内装材使用に係る補助金のみを申請する場合については、工事完了予定日の20日前までに申請書を提出することが必要です。当該要件及びその他の補助要件を満たしていることが前提ですが、ご質問のケースでは、4/16より前に工事している部分も補助対象となります。
7	補助金交付時期について。請求書を提出してからどのくらいかかりますか。	各種提出書類の不備の有無あるいは請求書を提出されるタイミング等にもよりますので一概にお答えすることができません。請求書の提出後、補助金の交付までの期間の目安ですが、状況によっては、2~3ヶ月程度を要する場合があります。
8	印について。 ①法人の場合は、代表者印（丸印）のみでいいのですか。 又は ②法人の場合は、代表者印（丸印）+社印の2つがいますか。	法人の場合は、代表者印（丸印）が必須となります。 なお、代表者印と併せて、社印を押印いただくことは問題ありませんが、申請代理者として事務委任状に代表者印と社印の両方を押印する場合は、補助金申請から請求までの全ての書類について、代表者印と社印の両方が必要となりますのでご注意ください。
9	増改築・リフォーム工事で、現行の建築基準法を満たしていない場合は対象となるのか。※建ぺい、容積、防火基準等	原則として、現行の建築基準法に適合していることが補助要件となります。ただし、法改正以前に施工され、その後、増改築をしていないなど、確認申請義務が生じていない住宅について申請を検討される場合は、事前に奈良の木ブランド課（0742-27-7470）へご相談ください。（この場合、追加書類の提出を求める場合があります。）
10	内装材について。カウンター材・笠木・式台・窓台等は対象となるのですか。	補助の対象外です。内装材の対象部材は、床、壁、天井材、階段に限ります。
11	内装材について。木製建具・建具枠等は対象ですか。	補助の対象外です。内装材の対象部材は、床、壁、天井材、階段に限ります。